

平成 26 年度 原子力防災訓練について

1 目的

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、浜岡原子力発電所の原子力災害を想定した避難等の訓練を実施し、市民に避難行動の基本を理解してもらうとともに、今後の避難計画の作成に資することを目的とします。

2 訓練想定

浜岡原子力発電所の全交流電源喪失により原子力災害対策特別措置法第 10 条及び 15 条に至り、P A Z 内住民に対する避難指示があったと想定して訓練を実施します。(発電所単独災害)

3 日時・場所

平成 27 年 2 月 15 日(日) 午前 9 時 00 分から正午まで
J A ハイナン地頭方支店駐車場・地頭方漁港敷地内

4 訓練参加者

モデル避難住民(地頭方区)約 20 名、訓練視察住民約 60 名(各区 2 ~ 3 名)、市議会議員、市長、副市長、教育長、部長、救護班、防災担当職員 他。

5 訓練内容

- (1) 避難指示発令時における避難行動の確認(J A ハイナン地頭方支店駐車場)
モデル避難住民約 20 名(地頭方区)が組集合場所に集合し、自家用車に乗り合い、車両による避難を実施する。 訓練会場(地頭方漁港)へ。
- (2) 避難者数の掌握(地頭方漁港)
会場内に実際の避難ルートを想定した掌握ポイントを設けて、避難者数を掌握する。
- (3) 証明書(市掌握地点通過時間証明書)の配布・受領(地頭方漁港)
- (4) 避難行動訓練の視察(J A ハイナン地頭方支店駐車場・地頭方漁港)
各区の代表者が各ポイントで訓練を視察し、避難行動における基本の理解を図る。(各区 2 ~ 3 名の参加、約 60 名:市マイクロバス使用)

6 訓練の中止

以下の場合は、訓練を中止します。

- (1) 牧之原市において震度 4 以上の地震が発生した場合
- (2) 東海地震に関連する情報(定例の調査情報を除く)が発表された場合
- (3) 県下に特別警報、警報(大雨、洪水、暴風、高潮、津波)、津波注意報が発令された場合

訓練実施の概要

【組長の行動】

組の避難状況を口頭(無線)にて区長に報告する。

【区長の行動】

各組から避難状況報告を受けるとともに、目視で区全体の避難状況を確認・掌握する。
最終組の後を続行する。

【区長の行動】

区の避難者数を口頭(無線)にて地区長に報告する。

【地区長の行動】

各区からの避難状況報告を受けるとともに、目視で地区全体の避難状況を確認・掌握する。
最終区の後を続行する。市に避難状況を無線にて報告する。

② 組掌握要領展示

車両避難

【組長の行動】

組住民の名簿によるチェック、必要携行品等の確認後、区長に無線報告し、組単位で車両避難を開始する。

避難住民

避難指示発令後、モデル避難住民(約20名)が集合し、自家用車に乗り合い、車両避難を開始する。

JA地頭方駐車場

至御前崎

R150

至相良

③ 区・地区掌握要領

Aポイント
(※うおとも)
区掌握地点

区長

Bポイント
(※須々木IC)
地区掌握地点

地区長

① 訓練事前説明

※ 仮設定地点

駐車場

Cポイント
(牧之原IC)
市掌握地点

救護所テント

【地区長の行動】

市統制所において地区避難状況を報告する。
最新避難情報の入手、市の発行する避難証明書を一括受領する。

【市の行動】

各地区長の報告を受けるとともに目視で確認し、避難状況をチェックする。
最新避難情報の発信、市の避難証明書を一括して発行・配布する。
救護所を開設し、応急救護処置を実施する。
市職員は広域避難所(県外)まで同行する。

会場内に実際の避難ルートを想定した模擬掌握ポイントを設け、避難状況・掌握要領を展示する。

④ 市掌握要領展示

地頭方漁港敷地内